

三朝町国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

三朝町長

### 三朝町規則第 8 号

#### 三朝町国民健康保険規則の一部を改正する規則

三朝町国民健康保険規則（平成27年三朝町規則第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（限度額適用・標準負担額減額認定等の申請）</p> <p>第10条 省令第27条の14の2第1項及び第27条の14の4第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用認定申請書（様式第15号）によるものとし、省令第27条の14の5第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第16号）によるものとする。</p>	<p>（限度額適用・標準負担額減額認定等の申請）</p> <p>第10条 省令第27条の14の2第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用認定申請書（様式第15号）によるものとし、省令第27条の14の5第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第16号）によるものとする。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。